

新教互第 31 号の2
令和 3 年 2 月 16 日

新潟県教職員互助会会員 各位

一般財団法人新潟県教職員互助会事務局長

直営施設弁当利用助成の期間延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、直営施設の利用及び直営施設会食助成利用を控える状況が継続しています。

については、令和 2 年 4 月 1 日から実施している標記助成の実施期間を下記のとおり令和 4 年 3 月 31 日まで延長することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 助成名
直営施設弁当利用助成事業
- 2 助成内容
互助会員が、直営施設の弁当を注文する場合について助成する。
- 3 助成対象者
互助会員（組合員又は会員が弁当注文者の過半数を占める場合は、注文者全員）とする。
- 4 利用助成額
弁当料金が 1 人 2,000 円以上の場合、1 人 1,000 円を助成する。
- 5 実施期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの弁当利用分を対象とする。
- 6 助成方法
別紙「直営施設弁当利用助成申請書」に所定の事項を記入し、施設の窓口
に提出すること。
- 7 その他
共済組合直営施設の営業終了に伴い「直営施設弁当利用助成申請書」を変
更しましたが、従来の様式で申請も可能です。

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1
(新潟県教育庁福利課内)
一般財団法人新潟県教職員互助会 担当：棚橋